

(法第10条第1項第7号)

令和8年度の事業計画書
令和8年3月1日から令和9年2月28日まで

特定非営利活動法人ウィーズ

1 事業実施の方針

本法人第11期となる当年度は、2026年4月に施行される共同親権制度の開始を背景に、離婚や別居後の家族関係に関する支援ニーズの高まりが見込まれることから、これまで取り組んできた親子交流支援および相談支援に加え、家族関係そのものを支える支援の強化に取り組む。

具体的には、親子交流支援と連携した家族セラピーの導入など、離婚後の家族関係の調整を支える新たな支援モデルの構築を進め、こどもの最善の利益を中心に据えた家族支援の体制を整備していく。

また、地域の大人とこどもが継続的な関係を築く取り組みである「エブリリーフ」については、本格的な活動拡大の段階に入り、地域におけるこどもの支援ネットワークの構築を進める。

さらに、これらの取り組みをより着実に進めるため、フランスで実践されている家族支援や「こどもと地域の大人のつながり」の取り組みから学ぶ機会として、2026年6月にフランスへの再訪を予定している。

当法人としては、これまで積み重ねてきた相談支援・親子交流支援・居場所事業などを基盤としながら、こども支援にとどまらず家族関係支援へと活動の領域を広げ、家庭環境に悩む子どもたちの健全な自立を支える社会の実現に向けて活動を展開していく。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
(1) 親子交流（面会交流）の支援事業	離婚後の親子交流において付添又は受渡の形態により仲介支援を実施	通年	当法人事務所及び利用者が希望する公共施設	30名	離婚後の親子の親子交流を実施しようとする離婚家庭120組
(2) こども支援および家族支援に関する人材養成および研修事業	支援者養成講座の開講及び支援者同士の交流会の開催、ピアサポーター養成	通年	当法人事務所	3名	家庭環境に悩むこどもとその親の支援を希望する市民50名
(3) 家庭環境に困難を抱えるこども	家庭環境に悩むこども・親子からのオンライン相談を受付	通年	当法人事務所	40名	インターネット環境を持つ家庭環境に悩む親子

およびその家族 に対する相談支 援事業					600 名
(4) こどもの居 場所づくり及び 家族のレスパイ ト事業	できる大人とこどもが継続的に 関係を築く「エブリリーフ」の実 施（大人とこどものマッチング、 活動支援）	通年	当法人の運営す るこどもの居場 所「みちくさハ ウス」及び利用 者が希望する公 共施設	50 名	千葉・東京の親 子 60 組
(5) こどもの居 場所づくり及び 家族のレスパイ ト事業	家庭が安住の地でないこどもた ちの受け入れや、子育てに行き詰 まる家庭の受け入れを行い、安 心・安全な場と適切な支援の提供 を行う	通年	当法人の運営す るこどもの居場 所「みちくさハ ウス」	3 名	家庭が安住の地 でないこども 120 名
(6) こどもの権 利擁護および社 会的理解の促進 に関する普及啓 発事業	「法教育プログラム」など、こど もが無料～低価格で参加できる 様々な学びと体験の機会を提供 する	通年	学校及びみちく さハウス等	100 名	生徒（こども・ 若者）600 名
(7) こどもの権 利擁護および社 会的理解の促進 に関する普及啓 発事業	SNS キャンペーンの実施	通年	当法人事務所	3 名	不特定多数

3 その他の事業（定款に「その他の事業」として定めている場合のみ）

事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数
自動販売機によるジュース 等の販売	自動販売機によるジュース等の 販売	通年	千葉県松 戸市	1 名